

市営住宅使用料（家賃）の過大徴収について

市営住宅の家賃算定において、誤りがあり、一部の入居世帯から家賃を過大に徴収していたことが判明しました。

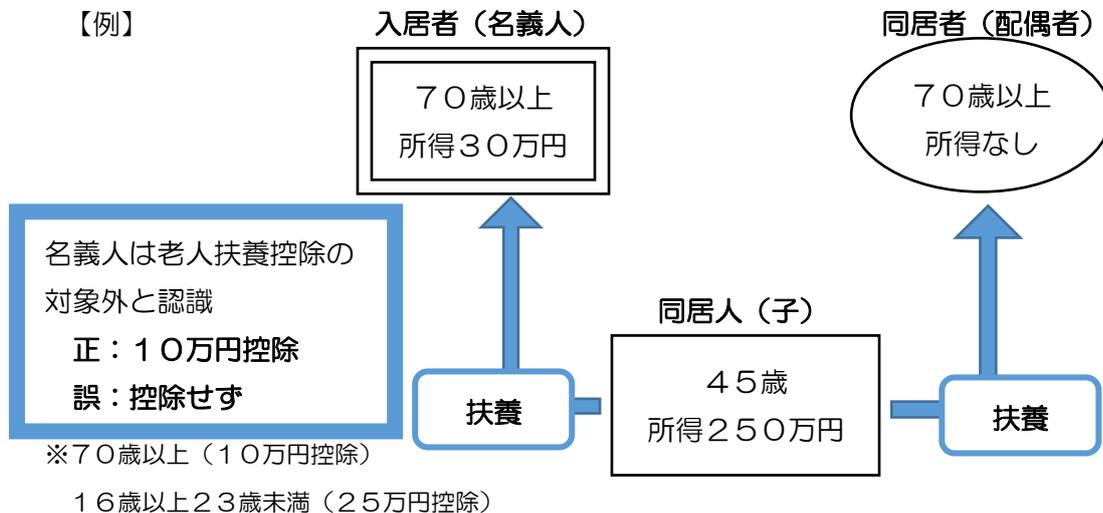
1 家賃の過大徴収の概要

市営住宅の家賃は入居世帯の所得に応じて決定されます。

今回の誤りは、市営住宅の居住者の扶養親族（所得48万円以下のもの）が、70歳以上または16歳以上23歳未満である場合に適用される所得控除について、必要な控除を行っていなかったことによるものです。

これにより世帯の所得が高く算定され、その結果、家賃が本来より高い額で決定されていました。

【例】



2 過大徴収の状況【速報値】

- (1) 過大徴収対象：103件（69世帯）
- (2) 過大徴収額（総額）：5,092,900円
- (3) 1世帯1か月当たりの過大徴収額：600円～14,600円

3 対象世帯への対応

(1) 令和6年度分の今後の家賃について

家賃の額が過大となっていた世帯に正しい家賃の額を通知し、10月分から正しい額で徴収します。

(2) 過大に徴収した家賃について

ア 令和元年度から令和6年9月分の家賃

対象世帯数及び額を精査し、確定次第、速やかに返還手続を行います。

イ 平成26年度から平成30年度までの家賃

家賃に係る文書の保存期限が過ぎているため、事前に市で確認することができません。

該当すると思われる方からの必要書類を添えた申出により、算定に誤りがないかを確認し、過大徴収となっていた場合は返還いたします。

対象となる世帯、申出に必要な書類などは以下のとおりです。

対象となる世帯	平成26年度から平成30年度までの間に、市営住宅に2人以上で入居しており、名義人（契約者）が、当時70歳以上または16歳以上23歳未満で、かつ、同居者の扶養を受けていた場合
必要な書類	1 申出書 2 対象年度の前年の世帯収入（18歳以上の入居者及び同居者全員分）を証明する書類（源泉徴収票、確定申告書の控え、当時入手した課税証明書*等） ※石巻市における課税証明書は令和2年3月以前のを新たに発行することはできません。 3 障害者手帳、療育手帳または障害者控除対象者認定書の交付を受けていた方は当該書類
申出・問合せ先	石巻市建設部住宅課住宅管理係 石巻市穀町14番1号 石巻市役所5階 電話：0225-95-1111（内線：5754、5759）
申出期限	令和7年3月31日（月）17時00分

4 再発防止策

今後家賃算定につきましては、適切な取扱いを徹底するとともに、公営住宅法の規定及び制度の趣旨を踏まえた取扱いとなっているか随時確認するなど、再発防止に努めてまいります。